

平成30年4月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成30年4月24日（火） 午前10時00分～午前10時49分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

放課後こども課 西川 博康 ほか担当職員

○ 審議内容

議案第12号 平成30年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の推薦について

秘密会であるため会議録は作成していません。

○ 審議内容

議案第13号 守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（案）について

【説明要旨】

○事務局 それでは、「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（案）について」説明をさせていただきます。

平成27年3月に、文部科学省による学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部指導要領の一部改正において、「道徳の時

間」が「特別の教科道徳」として位置づけられ、中学校及び義務教育学校後期課程において平成31年度より全面実施となることから、平成30年度に「特別の教科道徳」の教科書の採択を行う必要がございます。

教科用図書の採択は、教科用図書が教科の主たる教材として、学校教育において学力向上や学習意欲を高める上で重要な役割を果たしていることに鑑み、綿密な調査・研究に基づき、適正かつ公正に行われる必要があることから、守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、教育委員会から教科用図書選定委員会に諮問し、答申を受け採択をいたします。

それでは、諮問（案）の内容について説明をさせていただきます。

本市の教科書採択における基本的な視点として5点を挙げております。

1、自己をみつめながら、道徳的価値の意義及びその大切さを理解することができる工夫がある。

2、問題解決的な学習や体験的な学習を通して、物事を多面的・多角的に考える工夫がある。

3、生き方の課題を考え、それを自己の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができる工夫がある。

4、考えたり、発表する場面でのICTを活用した例示、デジタル化した資料の添付、デジタルコンテンツの活用等ICT活用の工夫がある。

5、小中のつながりを意識して、9年間の学びの系統性を考慮した記述の工夫がある。
の5点でございます。

なお、留意事項としまして、1、教科用図書（特別の教科道徳）の選定に当たっては、適切かつ公正に努める。

2、全ての発行者の教科用図書（特別の教科道徳）を綿密に調査・研究する。

3、調査・研究に当たっては、大阪府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書（特別の教科道徳）選定資料を活用する。

4、選定委員会は、調査のための観点を設け、適切な調査資料を作成するとともに教科用図書（特別の教科道徳）における意見を平成30年7月6日金曜日までに提出するの4点を確認させていただきたいと考えております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよ

うお願いいたします。

【審議状況】

○委員 学習指導要領の示す道徳科の目標、内容に即しているということが大前提に考えておられるわけですが、特に守口市の平成30年度のめざす教育ということと、特に守口市が力説されています視点4、視点5の関連について、もう少し説明していただければと思います。

○事務局 守口市の視点4、5につきましては、本市では全校各教室に電子黒板及び書画カメラを設置しており、考える場面、発表ができる場面等での活用についての調査・研究が有効であると考えております。

視点5につきましては、平成26年度より行っております小中一貫教育について、9年間の学びの系統性を考慮した記述の工夫があるということを見点として挙げているところでございます。

本市におきましては、小中一貫教育を「めざす守口の教育」の柱として掲げ、取り組んでいるところでございますので、その点も踏まえまして、特に視点5を定めているところでございます。

○委員 採択までの大体どういう流れの中でされるかということ、もう少し説明していただけますか。

○事務局 今後のスケジュールでございますが、本日、秘密会議で選定委員会の委員につきまして任命していただいた後、選定委員会が諮問に基づきまして調査・研究を行います。その際、選定委員会のもとに調査員を置きまして、管理職、教員でございますが、調査・研究をしていただいて、選定委員会に報告していただきます。その報告をもとに、選定委員会では答申を作成していただき、7月末の教育委員会におきまして御採択をいただくということになっております。

○委員 これは小学校の特別の教科道徳を選定委員会にお願いした中身と基本的に同じですか、変わっているところがあるのですか。

○事務局 同じでございます。

○上記の質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

**議案第14号 平成31年度使用小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採
択について**

【説明要旨】

○事務局　それでは、「平成31年度使用小学校教科用図書（「特別の教科道徳」を除く）の採択について」説明をさせていただきます。

本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用しております特別の教科道徳を除く教科用図書につきましては、平成27年度より4年間使用しております。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第15条に基づき、平成31年度守口市立小学校及び義務教育学校前期課程において、使用する教科用図書を採択する必要があります。

教科用図書の採択につきましては、文部科学省の検定を合格した教科用図書から各教育委員会が採択しておりますが、平成31年度使用教科用図書採択については、新たな図書の検定申請が文部科学省になされなかったため、平成26年度の調査・研究の内容等を活用することができる指針が、平成30年3月30日に文部科学省から示されました。

このことから、その取り扱いについて検討させていただきました結果、平成31年度守口市立小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科用図書につきましては、この4年間の実績を踏まえ、平成26年度に本市教育委員会で採択されました教科用図書を使用することが適当であると考え、5ページのとおりご提案させていただくものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【審議状況】

○原案通り承認。

○ 審議内容

報告第3号 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について

【説明要旨】

○事務局　報告第3号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」ご報告申し上げます。

教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により、教育委員会での決定事項でございますが、平成30年3月30日に人事異動が発令され

ましたことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、教育長により臨時代理
させていただきます。

7ページから8ページにつきましては3月31日付、9ページにつきましては4月1日付で
発令いたしました。

以上、報告申し上げ承認いただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

【審議状況】

○原案通り承認。